

『新たな教員組織』に関する 基本設計案

～教員組織の一元化と緩やかな学内兼担制度（マルチミッションシステム）の創設～

平成25年11月13日

『新たな教員組織』設置準備委員会

本基本設計は、平成25年7月10日に役員会で了承され、その後、教育研究評議会で審議された「和歌山大学の将来を見据えた教育組織及び教員組織について（原案）」のVI-2及び下記の設置要項に基づき設置された『新たな教員組織』設置準備委員会により、「同（原案）」のV及びVIの部分についてさらに検討し、詳細かつ基本的な事項についてまとめたものです。したがって、その前提となる社会的背景や教員組織改革の目的と期待される効果などについては（原案）をあわせて参照していただきたいと思います。

また、この基本設計に対して想定される質問については巻末にQ&Aとしてまとめましたが、現状では必ずしも完璧なものではなく、むしろ今後の皆様方からの質問等を受けてより詳細なものにまとめあげ、教員組織の設置等に関して円滑な運営を行うためのマニュアルにしていきたいと考えています。共に『新たな教員組織』を作り上げていくという観点からのご質問等を心からお待ちしています。

平成25年8月1日

学 長 決 裁

『新たな教員組織』設置準備委員会設置要項

1 趣 旨

平成26年4月に予定される『新たな教員組織』の設置に向けて、詳細な制度設計や現状からの円滑な移行を図るため、組織の名称・機能、教員人事に関するフローチャートの作成、『新たな教員組織』が設置されるまでの新規採用の特例等に対応する組織として、副学長からなる『新たな教員組織』設置準備委員会を設置するものである。

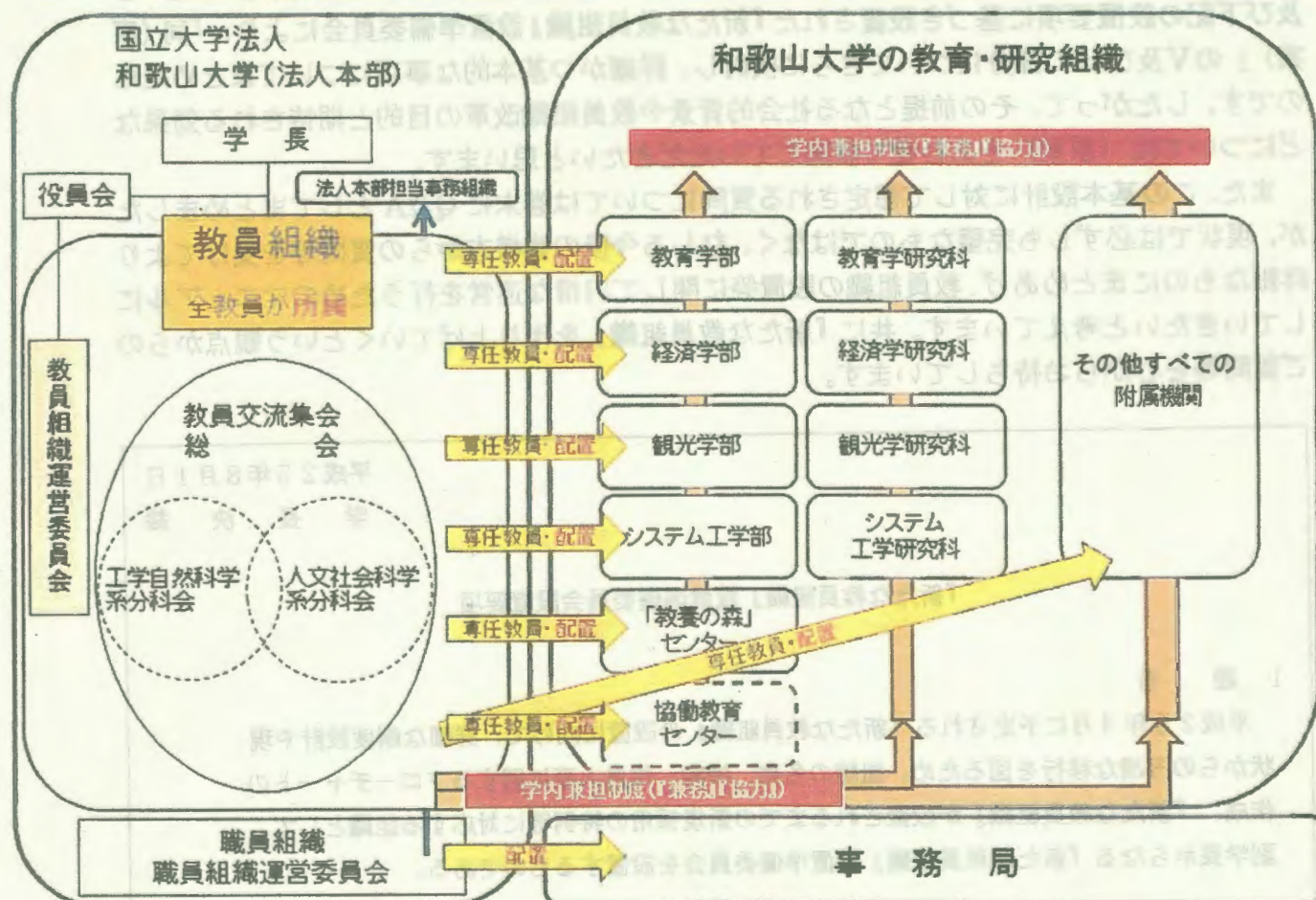
2 構 成	副学長・理事（教育学生支援担当）	池 際 博 行
	副学長・理事（総務財務施設担当）	島 村 富 雄
	副学長（教職大学院設置担当）	川 本 治 雄
	副学長（国際交流担当）	遠 藤 史
	副学長（情報技術担当）	瀧 寛 和
	副学長（観光学研究科博士課程設置担当）	山 田 良 治

3 任 期 平成25年8月1日～平成26年3月31日

4 担当事項

- ① 『新たな教員組織』の基本的事項（名称・機能等）に関する企画・立案
- ② 教員人事（採用及び昇任）に関するフローチャートの作成等の人事システム設計
- ③ 『新たな教員組織』が設置されるまでの学部と人事委員会との調整業務
- ④ 『新たな教員組織』から学部等への人員配置案の作成
- ⑤ その他、『新たな教員組織』に必要と思われる事項

教員組織・事務組織と部局等との関係(概念図)



I 『新たな教員組織』の位置付け及び呼称(上図を参照。)

【位置付け】国立大学法人和歌山大学の教員が所属する組織。

(「国立大学法人和歌山大学」が設置する「和歌山大学」と区分して考える。)

【呼 称】教員組織並びに人文社会科学系、工学自然科学系とする。

〔参考1〕国立大学法人法(抜粋)

第二条 この法律において、「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「国立大学」とは別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。

第四条 (略)

2 別表第一の第一欄に掲げる国立大学法人はそれぞれ同表の第二欄に掲げる国立大学を設置するものとする。

別表第一(抜粋)

国立大学法人の名称	国立大学の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数
国立大学法人和歌山大学	和歌山大学	和歌山県	四

〔参考 2〕 上記に基づき組織規則等を制定している国立大学法人（確認できた範囲で）
東北大学、京都大学、大阪大学、香川大学、高知大学など 86 法人中 39 法人（不明 10 法人）
〔参考 3〕

○国立大学法人京都大学の組織に関する規程の目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 国立大学法人京都大学の組織

第 1 節 総長、理事等（第 2 条—第 6 条）

第 2 節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議（第 7 条—第 9 条）

第 3 節 委員会（第 10 条）

第 4 節 職員（第 11 条）

第 3 章 京都大学の組織

第 1 節 職員等（第 12 条—第 14 条）

第 2 節 大学院（第 15 条—第 24 条）

第 3 節 学部（第 25 条—第 29 条）

〈以下、省略〉

○国立大学法人香川大学の組織規則の目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 大学法人

第 1 節 目的及び業務（第 3 条・第 4 条）

第 2 節 運営（第 5 条—第 11 条）

第 3 節 職員（第 12 条）

第 4 節 教員の所属組織（第 12 条の 2）

第 5 節 業務組織（第 13 条）

第 3 章 大学

第 1 節 構成（第 14 条—第 23 条）

第 2 節 教授会等（第 24 条—第 26 条）

第 4 章 雑則（第 27 条）

〔参考 4〕 組織規則等の例

○国立大学法人京都大学の組織に関する規程〈抜粋〉

第 1 条 この規程は、国立大学法人京都大学及び国立大学法人京都大学が設置する京都大学の組織等に関し必要な事項を定めるものとする

○国立大学法人香川大学の組織規則〈抜粋〉

第 3 条 大学法人は、香川大学を設置し、教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

第 12 条の 2 大学法人に、教育研究上の目的を達成するため教員が所属する組織として、次の学系を置く。

人文社会科学系 自然生命科学系

※これらを参考に、国立大学法人和歌山大学組織規則（現状では、国立大学法人の組織と大学の組織を区分せずに規定している。）を見直し、改正を行う。

Ⅱ 教員組織の長、教員組織の運営組織及び構成等

【教員組織の長】

- ① 教員組織の長は学長とする。

【教員組織の運営機関】

- ① 教員組織の中核を担う運営機関として、『教員組織運営委員会』を設置する。
- ② 『教員組織運営委員会』（原則として、月1回開催）の構成は以下のとおりとする。
教員である理事（2）、副学長（4）、学系長（2）、学部長（4）、評議員（4）
各学部推薦中堅・若手教員（4）
- ③ 『教員組織運営委員会』の委員長は互選とする。

【教員組織の構成】

- ① 教員組織は、人文社会科学系と工学自然科学系の緩やかな2構成とする。
- ② 学系長を置き、学系長は副学長の中から学長が指名し、兼務する。
- ③ 教育・研究・大学運営等に関する教員相互の交流を促進し、社会動向等を的確に把握するための研修等を以下の集会を開催して、実施する。
『教員交流集会 総会』（年1回開催）
『教員交流集会 人文社会科学系分科会』（年1～2回開催）
『教員交流集会 工学自然科学系分科会』（年1～2回開催）

【『所属』と『配置』の概念】

- ① 教員は教員組織に『所属』、各々の専門分野に応じて必要とされる学部・研究科、附属機関等（以下「部局」また、その長を「部局長」という）に『配置』という人事上の発令となる。当面は、下記Ⅲの学内兼担制度（マルチミッションシステム）に応募する意志を持つ教員を除き、現状とほとんど差異はないものと思われる。
- ② あらかじめ実施する教員アンケート（専門分野、担当可能な授業科目等）を基に、教員組織のいずれかの学系への『所属』と「部局」への『配置』を決定することとなる。（『所属』と『配置』については、基本的に本人の希望に沿うものとするが、二つの学系の人数バランスを調整する場合もありうる。）

【必要に応じて設置する会議】

新たに教員採用等の必要が生じた場合に『教員選考委員会（教員組織運営委員会のうち複数名＋部局から推薦の教員複数名）』を設置する。

Ⅲ 緩やかな学内兼担制度（マルチミッションシステム）の創設

【緩やかな学内兼担制度の整備意義】

- ① 本学の教育力の向上と研究の深化を図るために、より柔軟で適材適所な人事配置を可能とする体制を整備することを目的として、学内兼担制度を創設する。
- ② 学内兼担制度は、あくまで教員個人の自由意志により運用されるものであり、教員個人の意に反してまで新たな業務を付加しようとするものではない。

Ⅳ 学内兼担制度の公募・選考方法及びその他の運用

【学内兼担制度の公募・選考方法と留意事項】

- ① 学内兼担制度は原則として「公募」によるものとするが、事情に応じて「学長または部局長からの要請（推薦）」も可能（以下「公募等」とする。）とする。また、具体的な選考手順は、Ⅴに記載のとおりである。
- ② 学内兼担制度は、あくまで教員個人の自由意志により運用されるものであり、「公募等」に対する応募に際しては、『配置』された「部局」の長の事前承認を要件としない。
- ③ 学内兼担制度の選考にあたり、大学設置基準のほか法令等に照らし合わせて「部局長」との調整が必要な場合は、選考段階において十分にこれを考慮する。
- ④ 学内兼担制度の公募に際し、本人から『専任』としての配置先を公募先に変更したい旨の申し出があった場合には、大学設置基準等に照らし、教員組織運営委員会での検討結果をもとに役員会において決定する。
- ⑤ 学内兼担制度により、当該教員の専任教員として配置された「部局」における教員評価に影響が出ることのないよう、教員組織運営委員会において十分に配慮する。

【学内兼担制度の『専任』『兼務』『協力』の区分】

- ① 教員は、いずれかの部局に大学設置基準上の専任教員として配置され、主に当該「部局」において、教育・研究・管理運営等に携わる。（『専任』とする。）
- ② 教員は、必要に応じて、他の部局の担当教員を兼務することができるが、これについてはあくまで学内措置であり、大学設置基準上の「部局」の専任教員には計上しない。（学部と研究科の兼担は設置基準上も可能。）また、兼務の場合、管理運営については必ずしも関与する必要はない。（『兼務』とする。）
- ③ 教員は、必要に応じて、他の「部局」の授業科目を担当することができる。（『協力』とする。）ただし、教養科目の授業担当については当分の間従来どおりとし、『協力』として発令しないものとする。

【職務と職名表記等との関係】

- ① 上記の区分は学内兼担制度上の目安であり、個人により職務内容に差異が生じる場合も想定され、ケースバイケースで判断する必要がある。また、職務及び職名表記等の使用については、おおむね下表のとおりであるがこれら職名表記の使用についても本人の意思によるものであり、何ら強制するものではない。

区 分	教育	研究	管理運営	職 名 の 表 記
専 任	○	○	○	和歌山大学△△学部 ○○（職名） 和歌山大学△△学研究科 ○○（職名） 和歌山大学■■■センター ○○（職名）
兼 務	○	○	△	和歌山大学△△学部 ○○【兼務】 和歌山大学△△学研究科 ○○【兼務】 和歌山大学■■■センター ○○【兼務】 （英文表記の例：concurrent faculty）
協 力	○	△	×	和歌山大学△△学部授業担当 和歌山大学■■■センター授業担当 （英文表記の例：assisting faculty）

○＝必須、△＝選択の余地有り、×＝不要

② 職名の表記についての例（いずれも使用可能であるが、無理に使用する必要はない。）

（例１） 人文社会科学系『所属』で経済学部・研究科に専任教員として『配置』され、観光学部を『兼務』する教授の場合。

（所属・配置）	（職名）
和歌山大学人文社会科学系	教授
和歌山大学経済学部	教授
和歌山大学経済学研究科	教授
和歌山大学観光学部	教授【兼務】

（例２） 工学自然科学系『所属』で、システム工学部・研究科に専任教員として『配置』され、教育学部の授業科目を『協力』として担当する教授の場合

（所属・配置）	（職名）
和歌山大学工学自然科学系	教授
和歌山大学システム工学部	教授
和歌山大学システム工学研究科	教授
和歌山大学教育学部	授業担当

（参考例）同様の制度を実施している大学では、人事発令上は「○○○○科学系 教授（△△学部）」が基本だが、対外的に学系を用いている教員はさほど多くない。両方を用いている教員の例としては「○○○○科学系 △△学部 教授」などがあるとのこと。

V 教員組織の権限と業務

教員組織の権限と業務については以下のとおりであるが、平成２６年４月１日以降の『教員人事に関する基本的方針』については、あらかじめ役員会・人事委員会の議を経て、学長が定めるべきものであり、教員組織の権限とはしない。また、『教員人事に関する基本方針』を策定する際には、あらかじめ部局の事情を加味しておくことも望まれる。

【教員の人事（新規採用）に関すること】※資料1を参照

- ① 各「部局」において教員の配置が必要となった場合、「部局長」は、要望書を教員組織の長あてに提出する。
- ② 『教員組織運営委員会』は全学的観点から必要性を判断し、新規に採用するか学内兼担制度により配置するかの検討を行う。
- ③ 新規採用による対応が決まれば、『教員組織運営委員会』の委員から複数名を選び、これに関係部局の教員を加えた『教員選考委員会』を立ち上げる。
- ④ 教員選考委員会は公募選考要領（全学で統一したフォーマット）を作成し、公募・一次選考を行う。
- ⑤ 採用候補者が内定した場合、本人に小論文「国立大学法人教員としてなすべきこと（例示）」を提出させ、人事委員会に報告・提出する。
- ⑥ 人事委員会における意見交換会を経て、最終選考を行う。学長は選考結果を尊重し、採用を決定する。

【教員の人事（学内兼担制度）に関すること】※資料2を参照

- ① 各「部局」において教員の配置が必要となった場合、「部局長」は要望書を教員組織の長あてに提出する。
- ② 『教員組織運営委員会』は全学的観点から必要性を判断し、検討を行う。
- ③ 学内兼担制度による対応が決まれば、『教員組織運営委員会』の委員から複数名を選び、これに関係「部局」の教員を加えた教員選考委員会を立ち上げる。
- ④ 『教員選考委員会』は公募選考要領を作成し、学内公募・選考を行う。
- ⑤ 候補者が決定した場合、人事委員会で面談を行い決定し、学長が承認する。

【教員の昇任（当分の間）に関すること】※資料3を参照

- ① 「部局長」は教員組織の長あてに「部局」配置教員の昇任の提案・推薦を行う
- ② 『教員組織運営委員会』で検討し、人事委員会に提案する。
- ③ 人事委員会は面談の上教員の昇任の可否を決定し、学長が承認する。

※現状では、各学部の昇任基準等に違いがあるため、平成26年4月以降『教員組織運営委員会』において早急に昇任システムの整備を検討する必要がある。

【教育・研究・大学運営等に関する教員相互の交流の促進と研修等の実施】

Ⅱの【教員組織の構成】③のとおり実施し、教員は可能な限り出席するものとする。

※なお、教員組織に関する事務は、現在進めている事務組織改革において法人本部に置くことを検討中の事務組織内に、担当する係（名称未定）を設定して対応する予定。

Ⅵ 『新たな教員組織』スタート時に統一を検討する制度

サバティカル（現状、経済学部で実施→全学に統一制度として実施する。）について検討の余地があるが、本制度には様々な形態があることや教員が減少する状況での実施は難しいなどの課題も残る。そのため、例えば「何年かに1回、すべての委員会等に参加しなくて良い」などに限定する必要があるのではないかと。また、学内兼担制度を担当した場合に、サバティカルの権利を得るためのポイントを付与するなどの方策も必要。

Ⅶ 近い将来の検討事項

昇任基準、大学院担当教員基準、教員評価の方法・基準、教員研究費、教育経費の学部間格差の問題、部局運営経費の管理などの問題が挙げられるが、教員組織が、関係委員会及び担当事務組織との連携のもとに今後継続して前向きに検討していくこととする。

Ⅷ 平成26年4月における教員の『所属』『配置』決定のプロセス（※資料4を参照）

① 教員アンケートの実施

（目的）人文社会学系と工学自然科学系への『所属』決定及び「部局」への『配置』決定のため、念のために確認する。

（内容）保有する専門領域（科研費の中項目に○を付ける程度）

担当可能授業科目、『所属』及び『配置』の希望 など

② 上記、教員アンケートに基づき『新たな教員組織』設置準備委員会、人事委員会、役員会において「部局長」との調整を図りつつ決定する。

Ⅸ 平成26年4月における学内兼担制度実施にあたり検討すべき事項

① 経済学部からの人事要望への学内兼担制度による対応

② 観光学部の博士号取得教員の増と国際観光教育センター（仮称）の設置

③ 「教養の森」センター及び協働教育センター（仮称：学生自主創造科学センターの改組検討中）の『専任』または『兼務』教員の配置

X『新たな教員組織』の基本設計にあたり考慮したこと

① 教員組織と部局を分離したことによる組織の複雑化及び会議の重複・頻度の増を防ぐことに配慮し、最低限のものとした。

② コストの観点から組織の長のポストを純増とすることなく、学長・副学長の兼務により実施することとした。

③ 教員組織の一元化に期待される効果のうち、当面は、大学構成員の大学運営（全学的な教育・研究の向上・深化）への参画に対する意識を共有することに重点を置き、現状として部局により異なる制度や慣習の調整については、今後『教員組織運営委員会』を中心として継続して進めることとした。

④ 部局の教授会・運営委員会等からは、Ⅴに定める権限と業務を教員組織に移行するに止めた。これにより、それぞれの権限等は下記のとおり整理される。

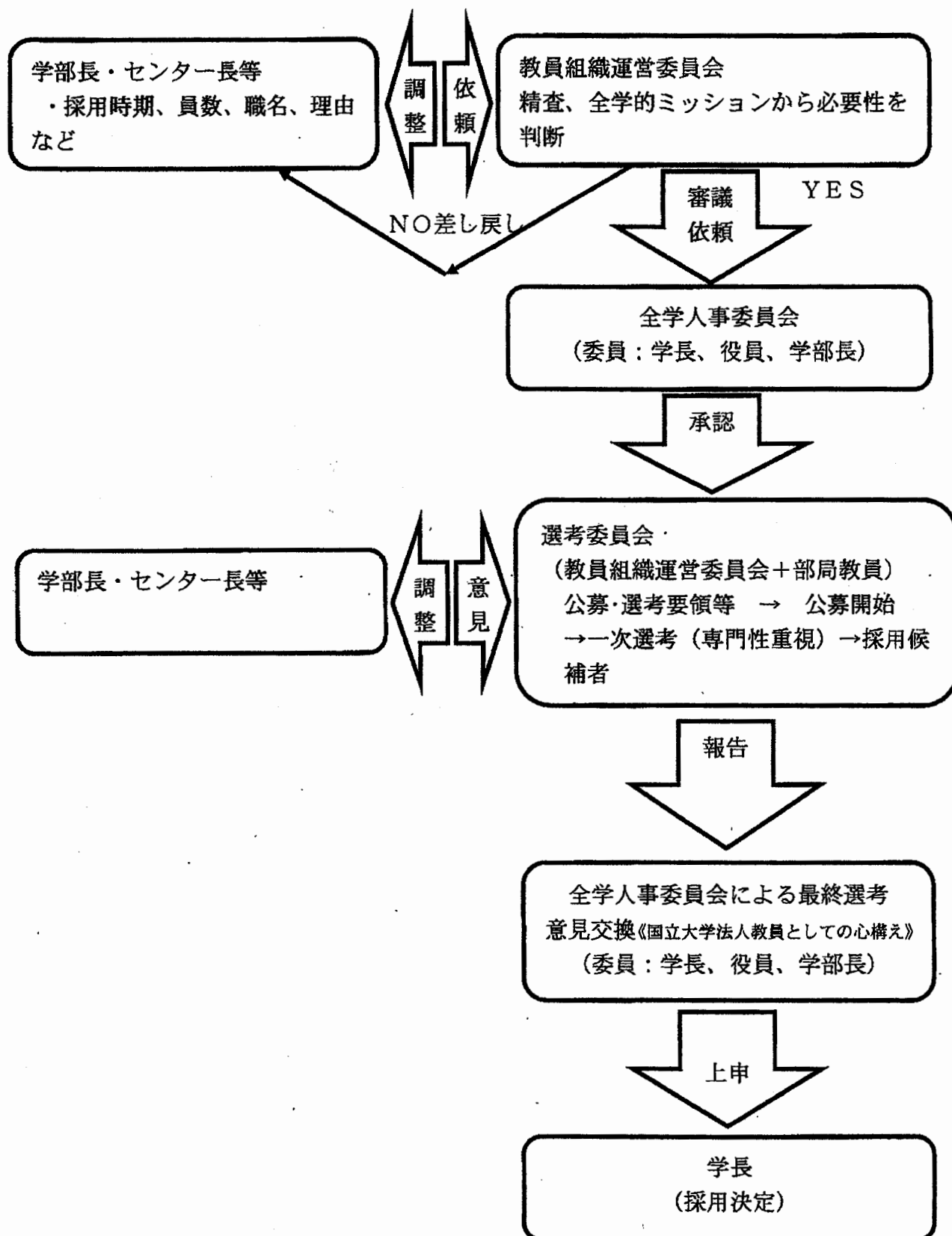
（1）『教員の採用・昇任』の提案に関することは「部局」が行う。（学部人事委員会等の権限）

（2）『教員の採用の選考・審査』に関することは教員組織運営委員会と「部局」が連携して行う。（教員選考委員会の権限）

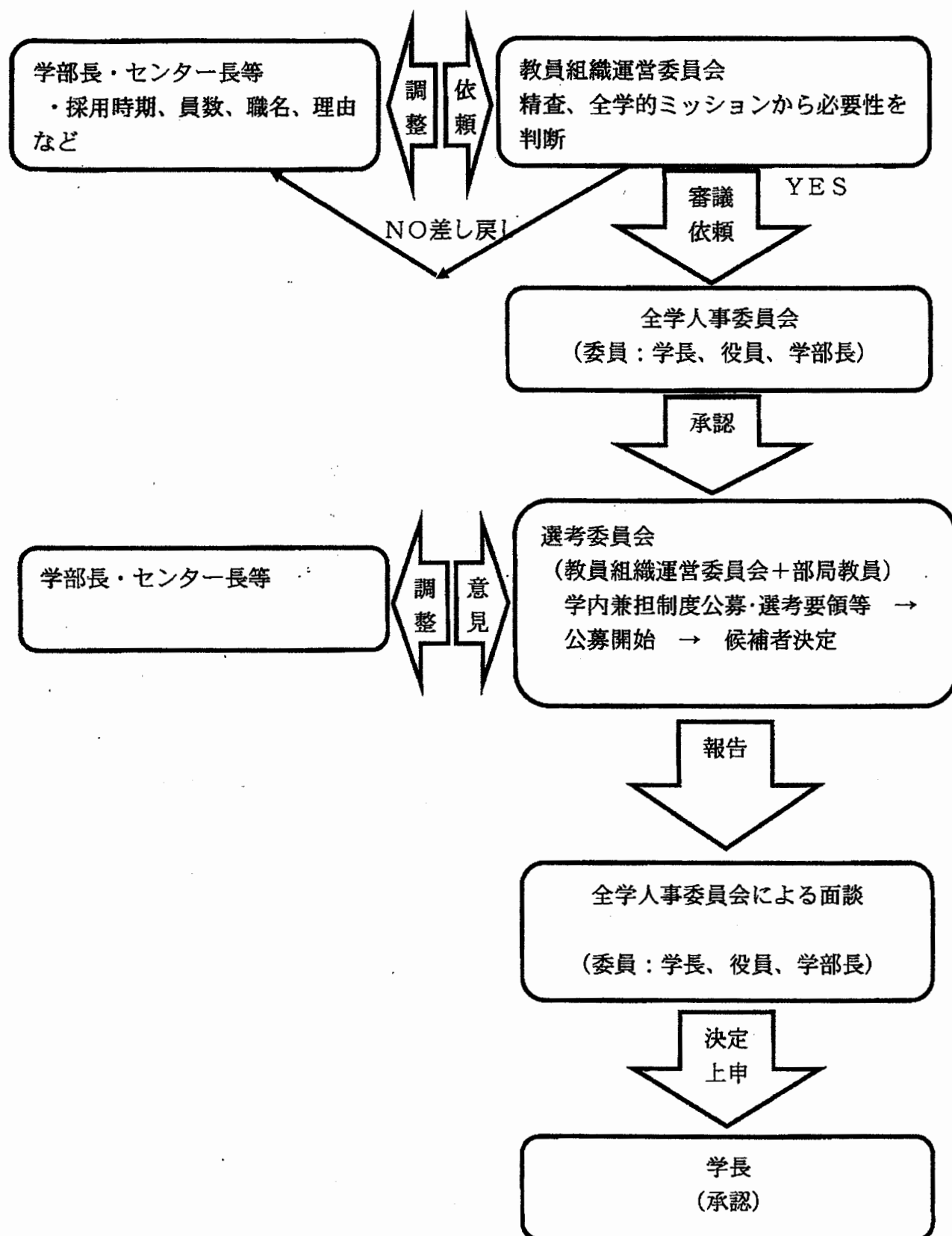
（3）『教員の昇任の審査』に関することは教員組織が行う。（教員組織の権限）

（4）『教員の採用・昇任』の決定は学長及び人事委員会が行う。（学長及び人事委員会の権限）

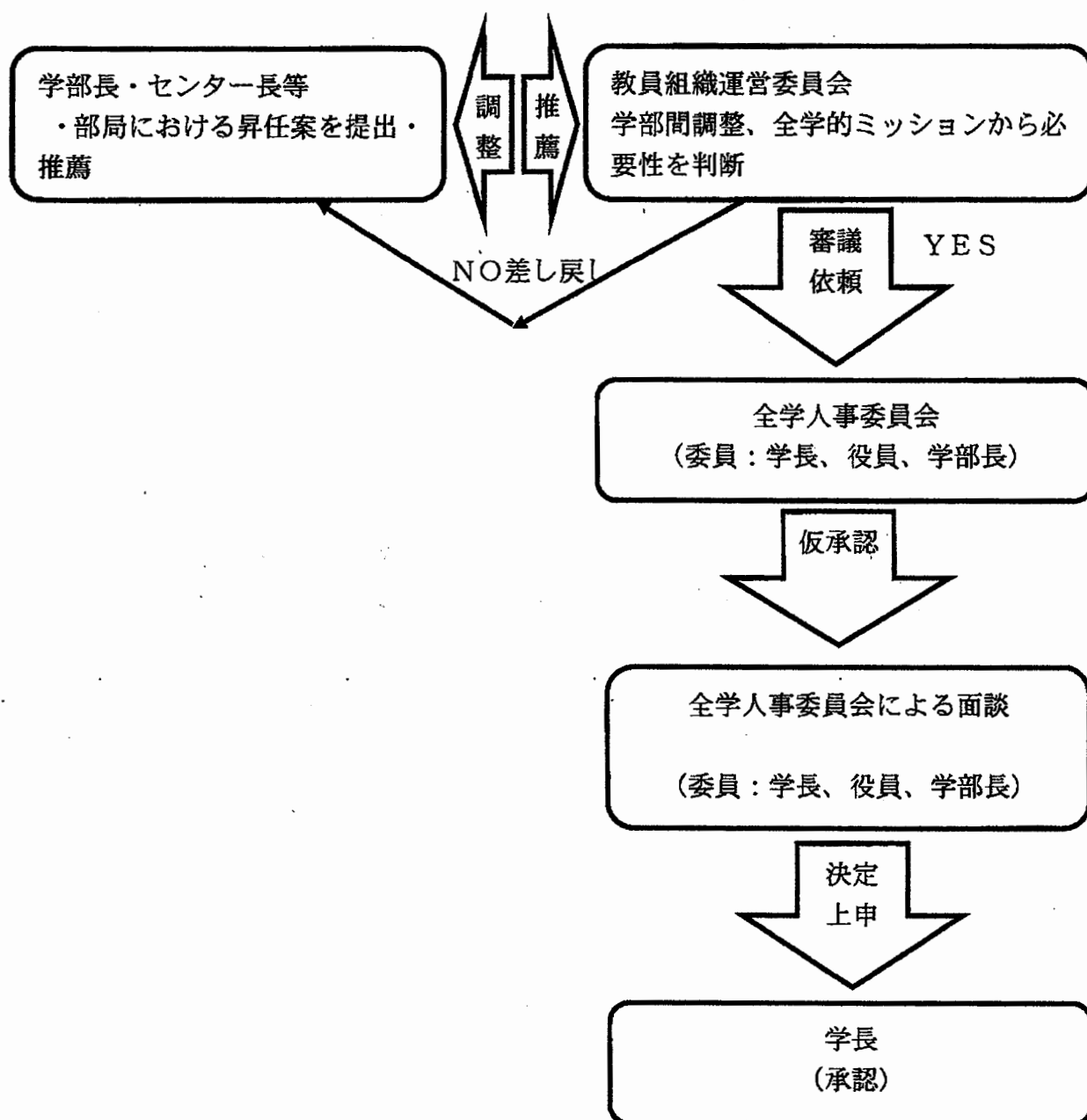
【資料1】平成26年4月以降の教員新規採用に関するフローチャート



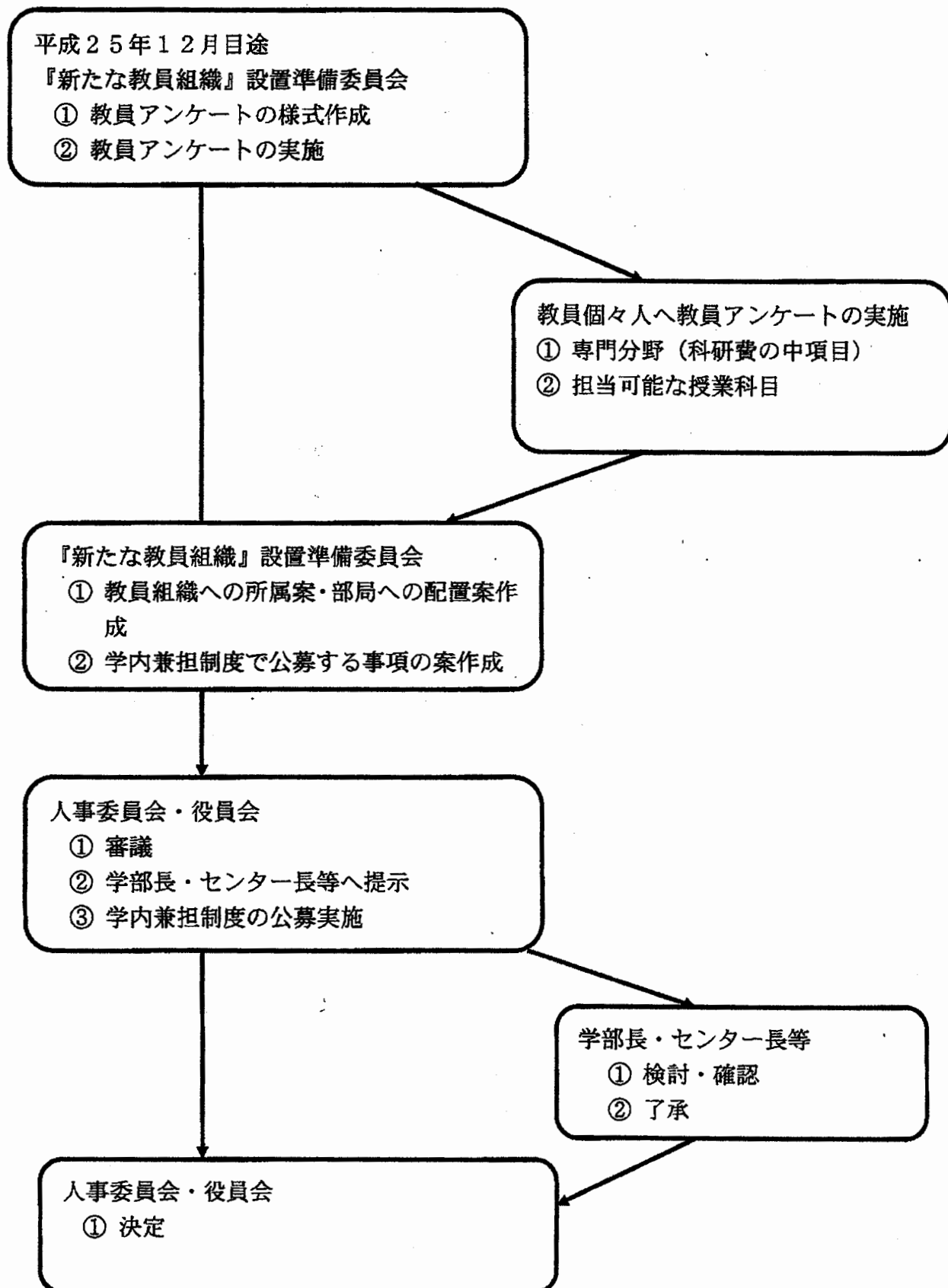
【資料２】平成２６年４月以降の学内兼担制度に関するフローチャート



【資料3】平成26年4月以降、当分の間の教員の昇任に関するフローチャート



【資料4】平成26年4月時点の教員の『所属』『配置』の決定に関するフローチャート



◎『新たな教員組織』の設置に関するQ&A（教員組織の一元化編）

問1 教員組織の一元化（『新たな教員組織』の設置）によって、各学部教育上の強み・特色を希薄化することになり、ミッションの再定義等を踏まえた大学改革・機能強化の方向性に逆行するのではないか。

答 教員組織の一元化は、学部間の壁を低くし、人・物・情報等の交流を円滑にすることによって、必要なところに必要な学内資源を配分することを可能にするための第一歩であり、これを期に柔軟で多様な教員人事や教員相互の研究交流等が促進されることを期待しております。

現在進行中のミッションの再定義は、学部ごとの強み・特色を明らかにしたうえで、本学全体の改革実行プランを作成することを求めています。この機会を捉え、あらかじめ柔軟な教員組織に改革し、学内兼務制度を整備しておくことは、大学改革という差し迫った課題に対する現時点での最善の備えです。このことは文部科学省が進める大学改革機能強化の路線に反するものではなく、むしろ軌を一にしています。

また、このたびの教員組織の一元化により得られる効果は、各学部の強み・特色を一層伸長させるための重要なリソースを生み出すことであり、教育上の強み・特色を希薄化することにはなりません。

問2 中長期的な改革のグランドデザインが見えないのに、教員組織を先行して改革するのはなぜか。

答 中長期展望委員会の要項に示すとおり、このたびの教員組織改革は、20年後、30年後にいかなる状況の変化や改革の嵐が巻き起ころうとも、対応可能な柔軟かつ多様な教員組織を構築することを目指しているものです。改革のグランドデザインそのものは、ミッションの再定義をはじめとする社会の諸状況を見据えながら構築しなければなりません。それが決まってから教員組織の改革を進めたとしても、社会から求められている機動的な対応は不可能です。（例えば、肝心の時に空きポストがなければ、強み・特色を伸ばすような改革のために特別に人を手当することはできません。）

それゆえ、教員組織の一元化は今やる必要があります。平成26年4月に行うことは非常に重要な意義を持っています。

問3 教員人事に関して、学長及び人事委員会の権限が強化されるのではないか。

学部の人事委員会の権限はどうなるのか。

答 教員人事については、これまで欠員が出た時にほぼ無条件で補充するというようなことの繰り返しがあり、明確な目標を持った教員人事が行われてこなかった状況が見られます。今回の改革は、教員人事を本来あるべき姿に戻すという方向です。また、学部の人事委員会等には、採用要望や昇任提案・推薦の権限が引き続き残ります。

問4 教員組織の一元化（『新たな教員組織』の設置）によって、これまで各部局の努力で積み上げてきた権限や予算等（いわゆる既得権益）が奪われることになるのではないか。

答 予算については、今後、財務・施設委員会等で検討されることになりますが、当面、予算配分は「部局」に対して行われ、教員組織への予算配分の移行はありません。また、「部局」から教員人事に関する最終決定の権限を本来の形である学長・人事委員会に整理することが今回重要であり、そのことは「部局」内でこれまで積み上げられてきた権限や予算等には直接影響しないと考えられます。

問5 教員組織の一元化（『新たな教員組織』の設置）によって、いわゆる学部の自治が損なわれるのではないか。

答 学部における教育・研究活動はこれまでどおり実施されます。したがって、いわゆる学部の自治や教育上の特色、地域や企業等との独自の関係等を損なうものとは考えておりません。学部の自治が閉鎖的な運営と同義ではないとすれば、他学部の状況等を知ることは、当該学部の活動に資するものが多いと考えられます。

問6 平成26年4月1日付けで教員に『新たな教員組織』への所属等に関する辞令は交付されるのか。

答 辞令を交付することを想定しております。その内容は概ね、下記のような発令になる予定です。

【例】

（氏名）和大 太郎 （現職）教員（和歌山大学教授〇〇学部）

（異動内容）和歌山大学教授（人文社会科学系）に所属換する

和歌山大学〇〇学部専任配置する

併せて和歌山大学〇〇学研究科の担当を命ずる

併せて和歌山大学△△学部兼務を命ずる

問7 職名表記はどのように変更になるのか。学部の名称は使用できないのか。

答 人事上の発令は、現在でも、例えば教授の場合「教員（和歌山大学教授〇〇学部）」です。実態としては「和歌山大学〇〇学部教授」のような表記が一般的であると思われますので、今後もこれらを否定するつもりはありません。

今回の『新たな教員組織』の設置に際して、人事上の発令は、上記問6の答のようになるものと考えておりますが、学会発表、論文、その他対外的な文書等においては、これまでどおり「和歌山大学〇〇学部教授」と表記して、なんら問題はなく、差し支えありません。

問 8 科学研究費補助金の応募の際の所属学部はどうなるのか

答 原則として、専任教員として配置された学部で応募することになります。

問 9 『新たな教員組織』の設置により、組織が複雑化し、会議も増え、業務が煩雑化する。行政改革に逆行するのではないか。

答 昨年来、この件に関しては多くの意見をいただきました。そのため、組織及び会議等について必要最小限のものとなるように努力を重ねてきました。

例えば、『教員組織運営委員会』の委員でなければ、年に1～3回の教員研究集会への出席のみが義務となり、さほどの負担にはならないと思われます。中枢となる組織は『教員組織運営委員会』のみとし、重要案件の審議が円滑に進むよう配慮しました。また、いたずらにポストを増やすことなく、例えば学系長は副学長の兼務とするなど、行政改革の方向性に十分配慮いたしました。

問 10 教員組織・学系の機能は何か。教員組織の一元化で何が変わるのか？

答 学部間の垣根を低くすることで、人・情報・物・場所の交流・共有が生まれ、限られた資源の有効活用が図られます。また現状以上の教員相互の交流や共同研究等のプロジェクトが促進されます。さらに学内兼担制度を用いて柔軟かつ多様な教員人事を行うことにより、各部局の教育・研究上の魅力(強み・特色)を向上させることができます。

問 11 教員組織「学系」の根拠法はなにか、「学部」とどのような関係にあるのか。

答 「学系」は国立大学法人和歌山大学内の教員の所属する組織という位置付けです。「学部」や「学部以外の教育研究上の基本となる組織」のように、学校教育法に規定される組織ではありませんが、あくまで法人内の措置ですので先行する他大学の事例に倣い、国立大学法人和歌山大学の組織規則に規定すれば法律上問題はありません。

問 12 附属学校教員は『新たな教員組織』に所属することになるのか。

答 附属学校教員についても『新たな教員組織』に所属し、附属学校に『配置』する発令となります。

問 13 特任教員は『新たな教員組織』に所属することになるのか。

答 特任教員には予算の出所により、様々な雇用形態があります。特定のプロジェクト経費(外部資金)で雇用されている方を除き、特任教員は『新たな教員組織』に所属することになります。

問 1 4 新規採用が抑制された場合、部局の事情で昇任人事の提案・推薦が急激に増加することが予想されるが対応如何

答 これは新規採用できないポストを昇任で穴埋めしたいとする動きであると思われます。昇任については、学部ごとにある昇任基準の統一に向けて『教員組織運営委員会』で検討を進めますが、必要があれば今年度中から『新たな教員組織』設置準備委員会においても検討を始めたいと考えます。いずれにしても、教員の昇任については教育水準の維持・向上の観点から、厳正に対処していく必要があります。

◎『新たな教員組織』の設置に関するQ & A (学内兼担制度編)

問 1 5 学内兼担制度は教員個人に新たな負担を強いるものではないか。また、兼担しないと教員の個人評価が下がるのではと懸念するがどうか。

答 学内兼担制度はあくまで教員の自由意志により運用するものです。原則として公募制とし、そこに応募するかどうかはあくまで個人の意欲と希望によります。

結果として、そのような意志を持つ教員にとっては業務量の増加も考えられますが、たとえ意志があっても状況が許さない場合などもあり、現時点においては、応募者は少数に限られると思われます。応募しなければ現状と何も変わりませんので、ただちに学内兼担制度は教員個人に新たな負担を強いるものだとは言えません。

また、応募しないことで、評価上不利になることはありません。むしろ、『兼務』することにより、本来の配置「部局」での評価が不利になるという可能性に留意することが必要となります。

問 1 6 学内兼務制度でどれぐらいの教員を兼務させるつもりか。大勢の教員が兼務することになると、部局の本来業務を妨害することに繋がるのではないか。

答 学内兼担制度はあくまで教員の自由意志により運用するものです。原則として公募制とし、そこに応募するかどうかはあくまで個人の意欲と希望によります。大学本部が学内兼担制度を強制することはありません。

現状において必要と思われるのは、経済学部・観光学部・「教養の森」センターなどであり、これらの公募を行ったとして数名の教員に限られると予想されます。今後の大学改革の動向によりこれ以外に必要な兼務が生じる可能性はありますが、一挙に数十名の教員が『兼務』をするなどという事態は想定していません。

今回の改革は『将来を見据えた人事制度の整備』を行うものとお考えください。

問17 『専任』『兼務』『協力』の区分の基準は何か。

答 概ね、下記のとおりです。詳細についてはそれぞれのケースに即して判断します。

区 分	教育	研究	管理運営	職 名 の 表 記
専 任	○	○	○	和歌山大学△△学部 ○○（職名） 和歌山大学△△学研究科 ○○（職名） 和歌山大学■センター ○○（職名）
兼 務	○	○	△	和歌山大学△△学部 ○○【兼務】 和歌山大学△△学研究科 ○○【兼務】 和歌山大学■センター ○○【兼務】 (英文表記の例：concurrent faculty)
協 力	○	△	×	和歌山大学△△学部授業担当 和歌山大学■センター授業担当 (英文表記の例：assisting faculty)

問18 教員組織の一元化をしなくても、『兼務』や『協力』が可能ではないか。
現状で行ってもあまり変わらないのではないか。

答 現在のように、教員が部局に所属している場合、人事上の判断基準が部局中心になりますので、自らの部局の利益がとすれば優先します。また、兼務などの要請等を行う際にも、部局長の事前了解が現在は前提となっているために、部局間の交渉にゆだねられ、全学的な発想が生まれず、情報等も局所限定的になりがちです。

教員組織の一元化と学内兼担制度を両輪として、部局長の事前了解を要件とせず、教員個人の自由意志により公募等に応募することが可能となれば、必然的に学部間の垣根を低くした柔軟で多様な教員人事の可能性が開けます。ただし、部局長の事前了解は要件としないものの、選考にあたって必要な調整は部局長と十分に行います。

問19 教養教育を担当する教員は「教養の森」センターの『協力』教員となるのか。

答 教養科目については、現在「教養の森」センターにおいて改革が進められている最中であること、また数多くの教員が関わっておられること（原則としては全教員）から、平成26年4月のスタート時点においては『協力』（あるいは授業担当）として発令することはせず、今後の教養教育改革の推移を見守ってまいります。

問20 学外での兼業が多いために学内兼務制度に対応できない場合もある。兼業の上限を定める等の方策が必要ではないか。

答 重要な問題です。早急に『新たな教員組織』設置準備委員会で検討いたします。